

### 第31次地方制度調査会審議項目

### 第30次地方制度調査会答申

① 「人口減少社会に的確に対応する」とはどのような状態をいうのか。

- 人口減少を食い止めるために必要な施策(食い止め策)と、人口減少に伴い発生する課題を解決するために必要な施策(課題対応策)との関係をどのように考えるか。

人口減少下にあっても、経済を持続可能なものとし、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるような国づくりが必要となっている。このためには、まず、人々の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市やその圏域を戦略的に形成していくことが必要である。その上で、全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービスをどのような形で持続可能に提供していくかが問われているのである。

② 人口減少社会に的確に対応するために必要な具体的な施策は何か。

- 地方圏に生じる課題を解決するために必要な施策は何か。
  - ・ 連携中枢都市圏や定住自立圏の形成等の市町村間の広域連携をどのように進めていくか。

・ 市町村間の広域連携が困難な地域において必要な施策は何か。

- 三大都市圏に生じる課題を解決するために必要な施策は何か。

- 三大都市圏から地方圏への人口移動や地方圏での定住を促進するために必要な施策は何か。

③ ②の施策のために見直しが必要な地方行政体制は何か。

#### 【制度化につながったもの】

- 新たな広域連携

- ・ 市町村間の広域連携を一層促していくため、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべき。(連携協約)
- ・ 「連携中枢都市」等を中心とした連携(連携協約の活用)

・ 広域連携では課題の解決が難しいときには、都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理することができるようにすべき。(事務の代替執行)

・ 三大都市圏では、面積は狭いが規模・能力が一定以上の都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進。(連携協約)

- 大都市制度の見直し

- ・ 指定都市制度の見直し
- ・ 中核市・特例市制度の統合

# 新たな広域連携について

## ◎ 新たな広域連携

(第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日総理事手交))

地方圏

- ・ 「**地方中枢拠点都市**」等を中心とした連携(地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置)
- ・ それ以外の定住自立圏施策の対象地域では**定住自立圏**(人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を一層促進
- ・ 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、**都道府県による補完**も選択肢

三大都市圏

- ・ 同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、**双務的な役割分担**を促進



## ○ 地方公共団体間の「柔軟な連携」を可能とする仕組みを制度化

施行日:平成26年11月1日

国家間の条約のように、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入

- ・ 地域の実情に応じて地方公共団体間で締結、紛争解決の手續もビルトイン
- ・ 事務分担だけでなく、政策面での役割分担等についても、自由に盛り込むことが可能  
(例…圏域全体を見据えたまちづくりの方向性)
- ・ 別組織(組合や協議会)を作らない、より簡素で効率的な相互協力の仕組み



- ・ **自由度を拡大して、より一層の広域連携を促進。**
- ・ **産学金官民の連携によるシティリージョンも推進。**

## ○ 地方公共団体間の「事務の代替執行」を可能とする仕組みを制度化

施行日:平成26年11月1日

地方公共団体が、その事務の一部を、自らの名において、他の地方公共団体の長等に管理・執行させることができる新たな仕組みを導入

- ・ 事務を任せる側の意向を反映させることが可能